

次第7 塩浜学園学校運営協議会の活動と地域学校協働本部について

市川市教育委員会 教育政策課

1 国が示す方向性「これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿（中央教育審議会答申より）」

- 学校と地域住民が、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが必要。
- 地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要。
- 子どもを軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要。
- 一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、子どもたちも、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。



- これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要がある。

○ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入

- 今後、全ての公立学校において、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきである。
- 各教育委員会は、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、方策を講じていくことが必要である。

○ 地域学校協働本部の整備

- 地域と学校が連携・協働して、「地域学校協働活動」を積極的に推進する。
- 従来の学校支援地域本部活動や放課後子ども教室等の個別の取り組みを有機的に結び付け、個別の活動から総合化・ネットワーク化を図り、「地域学校協働本部」を整備する。

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

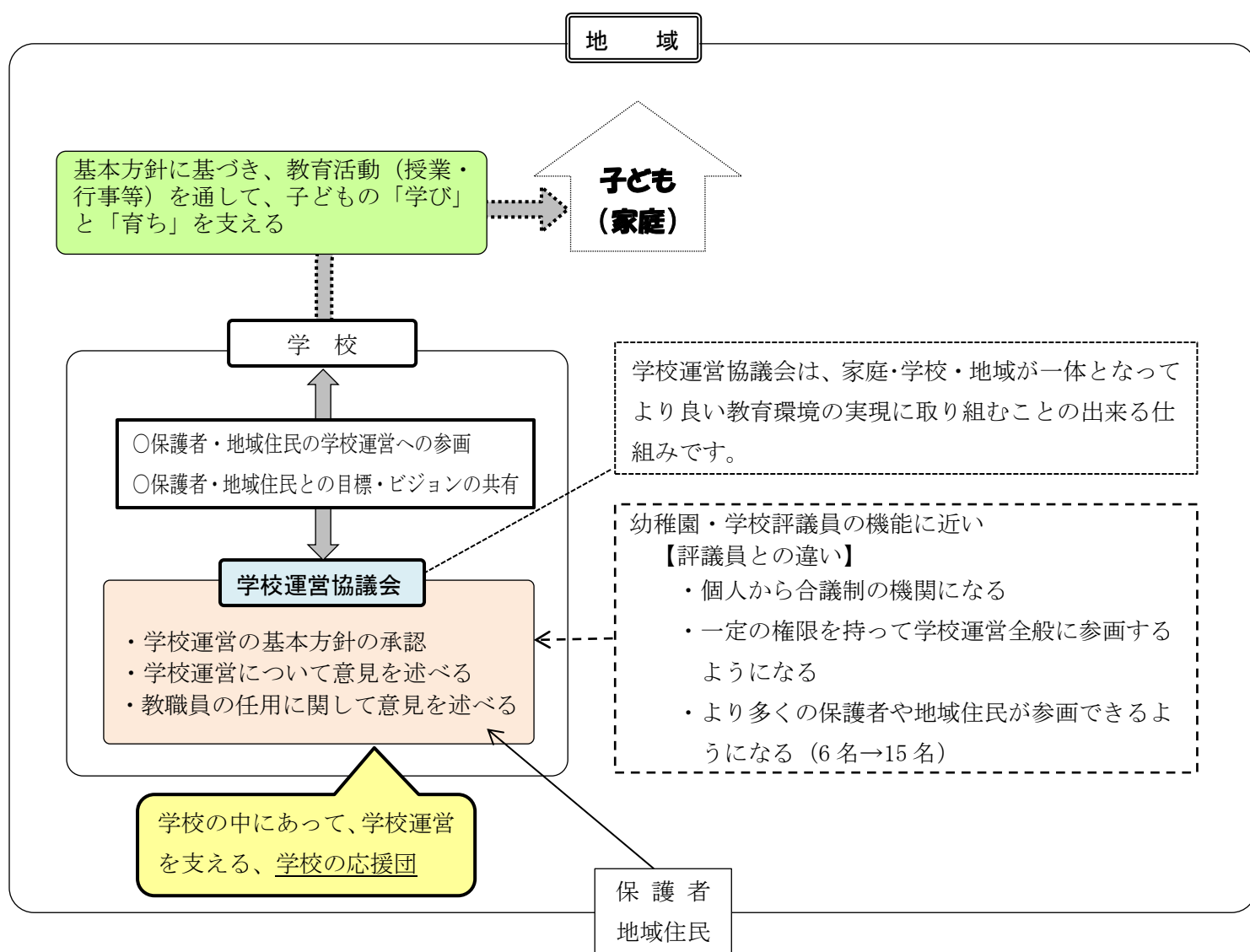
(1) 概要

- 学校運営協議会は、保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取り組みが行われます。学校運営協議会の主な役割として次の3つがあります。

- ・ 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する (必須)
- ・ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること (任意)
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べることができること (任意)

- コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校を指します。

(2) 学校運営協議会のイメージ

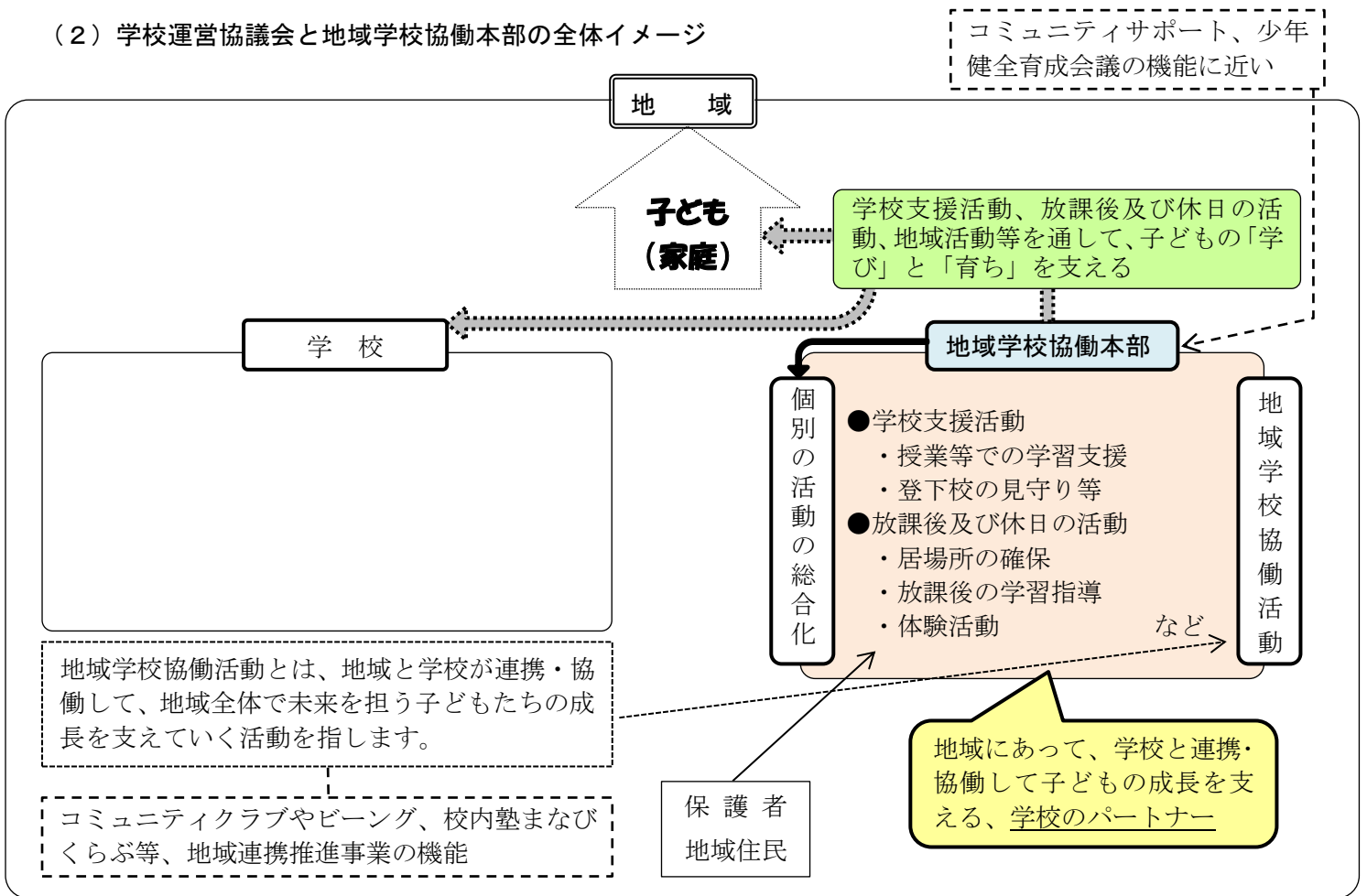


3 地域学校協働本部について

(1) 概要

- 地域学校協働本部は、社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものです。

(2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の全体イメージ



- ・各団体の活動を総合化・ネットワーク化していくことによって、活動の効率化・多様化が図られる。
- ・地域の実情に応じた柔軟な支援体制が構築される。
- ・各団体の関係者が地域学校協働本部のボランティアとして参画することによって、ボランティアの裾野が広がり、地域の実情に応じた多様な活動が可能となる。

4 学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進について

